

福井県聴覚障がい者センター

ふくいの風

第5号 平成26年6月1日発行

社会福祉法人 福井県聴覚障がい者協会
情報提供施設 福井県聴覚障がい者センター
FAX 0776-63-6692 TEL 0776-63-5572
不幸せな人が一人もない社会実現のために

施設長あいさつ

新年度から2か月が過ぎ、(1)情報支援等事業、(2)公益事業、(3)収益事業が本格的にスタートしています。「手話奉仕員養成基礎課程(福井会場)」を皮切りに、「要約記者養成講座(嶺北会場)」も開始し、委託事業と公益事業だけで18講座を担います。

平成25年度の事業で様々な課題があったことに気付きます。特に幾つもの講習会を支えている「手話通訳・要約筆記講師」並びに「聴覚全般に関わる講義講師」それぞれの「講師組織再編成」に取り組んでいます。

また、今年度の早い時期に、様々な意見交流を図り事業推進を進めていくための「部会」を組織します。当協会における「法人本部」と「情報提供施設」の役割と性格をより明確にし、必要な部会を配置します。

更に、機関紙やホームページを利用し情報発信や皆さんの「ご要望やご意見を反映」いたします。

また、今後の事業展開を検討、運営基盤を整えていくために、「新事業計画、後援会、基準職員増員等々」についてより具体的な計画策定を行います。そして、関係6団体が等しく活動できるよう、「支援体制の強化」を図って行くなどの課題を進めていきます。

新年度に当たり、いくつかの抱負を述べさせていただきました。皆様にとりまして多くの課題が少ずつ解決していくことを願い、健康で快適で幸せな日々でありますことをお祈りいたしております。(施設長 眞家 徹)

センター紹介ビデオ貸出開始

ようやく、福井県聴覚障がい者センターの紹介手話ビデオ(字幕入り)が完成しました。センター見学者に印刷物や口頭でご説明するより、動画のほうが分かりやすいと思います。ホームページで閲覧できますので既にご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、インターネットを見ることのできない方には貸出しますのでVHSかDVDをご指定いただき、お申込みください。

平成25年度後期 字幕付きビデオライブラリー新着情報

分類番号	センター管理No.	番組名	分数
DD2013-019	190632	プロフェッショナル 仕事の流儀 希望のリハビリ、ともに闘い抜く リハビリ医 酒向正春	48
DD2013-013	190633	きょうの健康 うつ病 あなたに合った治療法 軽症なら薬はより慎重に	15
HA2013-014	190634	きょうの健康 うつ病 あなたに合った治療法 高齢者もあきらめないで	15
CB2012-004	190635	きょうの健康 うつ病 あなたに合った治療法 “現代型”どう向き合う?	15
CE2012-010	190636	花のお江戸の釣りバカ日誌	118
CE2012-011	190637	眠狂四郎 殺法帖	81
CE2012-012	190638	きょうの健康 今度こそ痛み解消!ひざ徹底治療 ひざが痛みだしたら	15
CG2012-001		きょうの健康 今度こそ痛み解消!ひざ徹底治療 びっくり!運動の効果	15
DA2012-005		きょうの健康 今度こそ痛み解消!ひざ徹底治療 しつこい痛も薬で解決	15
DA2012-006		きょうの健康 今度こそ痛み解消!ひざ徹底治療 自分にあった手術で快適生活	15
DD2012-003	190639	東日本大震災～被災聴覚障害者支援(岩手・宮城・福島)～	105
EA2012-012	190640	前川清の笑顔まんてん タビ好き#45 福岡・北九州市合馬	46
EA2012-013	190641	前川清の笑顔まんてん タビ好き#51 福岡・柳川市	46
	190642	福井県聴覚障がい者センターって?(自主製作)	10

イラスト付き AED の促進に向け

耳の日記念フェスティバルの席上、耳が不自由な人にも使用可能なイラスト付き自動体外式除細動器 (AED) をご紹介し、聴覚障がい者も一般市民として心肺蘇生措置で救急救命支援ができるよう、県内各市町に配備する取り組みの普及活動をお願いしました。

その一環として、福井市聴力障害者福祉協会が福井市身体障害者福祉連合会と連名で、福井市障害福祉課に要望書を提出しました。

AED は体に張り付けるパッドが 2 年、バッテリーは 5 年程度が寿命のため、数年で入れ替えが必要となります。

今回、福井市でリース期限による入替えの入札があるのですが、イラスト付き AED 採用の要望および、採用されなかった場合でも最低限聴覚障がい者がよく利用する施設には優先的に配備するよう申し入れました。

越前町でもイラスト付き AED の配備が検討されているようです。

障害者手帳を取得していない耳が遠い程度の高齢者にも有効で、健聴者であっても騒音で音声指示が聞こえにくい環境では、イラスト付き AED なら指示を目で見ても確認ができます。

県および県内全ての市町でも、AED の新設時または入替え時にイラスト付き AED を配備するよう要望活動を行い、聞こえない人も安心して暮らせるまちづくりを進めましょう。



一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会ニュース

<耳マーク腕章配布について>

3月3日、東京で開かれた「耳の日文化祭」で東京都中途失聴・難聴者協会の協力のもと、腕章が 500 セット、すべて二日目の昼前までに参加者に配布され、同じく、3月半ばの中難協の集いでは、ある程度告知が進んでいたため、半日で 300 セットが配布されました。

この腕章は、震災後、日本財団の東日本大震災津波支援に関わる助成金事業を受け、全難聴は被災難聴者が支援を受け易くすることを目的とした装用品を作成、配布したものです。それが耳マーク付きの腕章とベストです。当初の目的としては、避難所で音声情報による支援が受けられないという事態を防ぐために、作成した腕章を避難所で配布することでした。しかし、それまで被災した難聴者がすでに数ヶ月間避難所ですごしていた場合、それらの方々に改めて腕章を配布することについて考えることになりました。全国 40 箇所近い情報提供施設にも配布し、多くの方々の意見をまとめて気がついたのは、聞こえについて告知するシンボルは緊急時のみの活用ではいけないということです。

まずこの腕章が、難聴者の常備品になるべきもので、「きこえが不自由である」ことを的確に周囲に認知されるように、普段から日常的に使う機会を設けるべきです。

新たに作成した腕章は、「耳が不自由です。筆談してください」及び、「聴こえのサポーター」という 2枚の用紙を差し替えることができるものになっています。

病院や会合に通訳者や要約筆記者の同行を求めるときがありますが、その際彼らに「聴こえのサポーター」用紙が入った腕章をしてもらうことで、多くの人に耳マークの黄色い腕章が聴こえに関するものであるという印象を広めていくことができます。そしていざ災害が起きた時には「耳が不自由です」という用紙を装着した腕章により、難聴者自身が支援の必要であることを周囲に示します。

先の震災時、避難所では食料などの支援が音声により通知されることがありました。音声情報を受けづらい聴覚障害をもつ被災者は、食事などの支援を得るチャンスを逃したり、遅くなったりしたなどの深刻な事例をろうの皆さんは自分のこととして捉えているようでした。

(一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会ホームページから文面を引用しました。) また、「手で合図してください」はシールになっており、ほぼ実物大です。学校、病院、公共施設・団体では、カルテや名簿等に張って使用され、重宝されています。



平成 25 年度手話通訳者全国統一試験、全国統一要約筆記者認定試験

第 4 号で、手話通訳者全国統一試験及び、第3回全国統一要約筆記者認定試験の結果についてお知らせいたしましたが、改めて試験の厳しさを目の当たりにされた方も多いのではないかと思います。そこで内容について公開させていただきますので、これからの参考にしてください。

(1) 手話通訳者全国統一試験は、①筆記試験(国語、手話通訳に必要な基礎知識があり、それぞれ 40 点満点と 60 点満点)は、100 点満点中 70 点が合格ラインとなっています。今回の全国合計平均点は 74 点でした。②実技試験(手話の要約、場面通訳があり各 100 点満点で合計 200 点)は、合格ラインが 140 点以上となっています。ちなみに、今回全国の受験応募者数は、1,632 名でしたが、実際の受験者数は 1,554 名で合格者数は 277 名(合格率 17.82%)でした。

福井県は、17 名が受験し 4 名の方が合格(合格率 23.53%)されました。

		全国平均		福井県平均
筆 記 試 験	国語問題	31	40 点満点	32.118
	基礎知識	43	60 点満点	47.118
	合 計	74	100 点満点	79.235
	合格ライン	70	〃	—
実 技 試 験	手話の要約	52	100 点満点	64.294
	場面通訳	67	〃	64.588
	合計平均	118	200 点満点	128.882
	合格ライン	140	〃	—

(2) 全国統一要約筆記者認定試験についてご紹介いたします。要約筆記は、①筆記と②実技に分かれ、かつ実技は、手書き実技(1)、(2)があり、パソコン実技(1)、(2)があります。

①「手書き」受験者数 730 名に対し、全認定者数は 164 名で合格率は 22.47%。また、②「パソコン」受験者数 475 名に対し、全認定者数は 120 名で合格率は 25.26%。福井県の「手書き」は、18 名の受験者数で、合格者は 0 名でした。「パソコン」については、12 名の受験者数で合格者は 4 名(合格率 33.33%)でした。この要約筆記者認定試験も手話通訳者全国統一試験同様、大変厳しい試験であるといえます。内容について表にしてみました。

試験内容		全国		福井県	
		最高点	平均点	最高点	平均点
筆記試験 受験者数 1,056 人		189	116.3	179	113.9
(手書き) 受験者数 730 人	筆記	189	116.3	179	113.9
	問題1	90	69.5	75	63.3
	問題2	88	69.0	83	70.3
(パソコン) 受験者数 475 人	筆記	189	116.3	179	124.8
	問題1	90	66.3	80	74.3
	問題2	91	65.4	80	69.0

認定基準は、筆記試験 120 点以上、かつ実技試験各(問題 1 及び2) 70 点以上が要約筆記者として認定されます。福井県では、今回パソコン受験者の中で 4 名の方が見事難関を突破し合格。合格者には、全国統一要約筆記者認定事業試験委員会より証明書が発行されます。

県しあわせ基金配分

福井県聴覚障害学生を支援する会が、県しあわせ福祉資金助成の配分を受けることとなりました。

県聴覚障がい者と親の会と合同で、聴覚障害を持つ児童と成人および保護者や手話サークルの方々とゲームや運動をするイベントや学習の事業が、申請審査の結果認められました。

贈呈式は 6 月 12 日(木) 10:30 から福井新聞社プレス 21 で行われます。

障害児通所支援事業の放課後等デイサービスとして、昨年 8 月に京都の「にじ」を見学しましたが、今年度はその実践を福井県で試み、成果を受け当社会福祉法人の今後の取り組みとして検討したいと考えています。

講師研修派遣

手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者養成の講師を養成するため、県委託事業および公益事業の坂井市および敦賀市の委託事業では、講師養成予算を組み当センターから派遣をしています。

手話奉仕員養成講師連続講座

埼玉会場(さいたま市)＝第1回4月26日・27日～第8回12月13日・14日

齋藤さだ子氏、佐々木憲一氏、前田喜啓氏、片岸英子氏(県委託事業)

福岡会場(北九州市)＝第1回7月26日・27日～第8回27年2月7日・8日

大木昭年氏、坂本美恵子氏(坂井市委託事業)

久保博史氏、濱崎照美氏(敦賀市委託事業)※第1回～第4回



手話通訳者養成講師連続講座

石川会場(金沢市)＝第1回5月31日・6月1日～第8回27年1月24日・25日

村上健氏、若林佳子氏(26年度＝手話通訳者Ⅰ)

(27年度＝手話通訳者Ⅱ)

北信越ブロック講師リーダー養成研修会(手話通訳者Ⅱ)

新潟県(糸魚川市)＝11月21日～22日

丸山継男氏、遊津貞美子氏、杉浦公美氏、渡辺里美氏、中野勝氏、森瀬裕美子氏、石田稔、竹原晴彦

要約筆記者指導者養成研修

西日本会場(大阪市)＝第1回7月19日・20日・21日～第3回10月11日・12日・13日

大野三和氏、上田優子氏

職員研修等派遣

当センター職員の資質向上のため、加盟組織の会合および各種研修に職員を派遣いたします。

社会福祉主事資格認定通信課程

石田事務局長と竹原職員の受講が決定しました。5月15日～2015年1月31日までの4学期1年間にわたる通信教育の全16科目修了の後、来年3月の修了テストが実施されます。

また、7月27日(日)～30日(水)に神奈川県「中央福祉学院」でスクーリング(面接授業)を受けます。

全国聴覚障害者情報提供施設協議会総会および施設大会

長崎市のサンプリエールにおける6月26日(木)～27日(金)の2014年度総会および施設大会に、理事長・施設長の都合により石田事務局長が代理出席します。式典の他にシンポジウム・ブロック会議・全大会も開催されます。

コミュニケーション支援担当者研修会

京都市聴覚言語障害センターにおける7月16日(水)～18日(金)の研修会に手話通訳・要約筆記派遣担当の西川職員が参加し、直面する課題を整理し資質向上と情報提供施設における派遣事業のあり方を学びます。

聴覚障がい者関係施設等中堅職員研修

京都市の全国手話研修センター「コミュニティ嵯峨野」における10月7日(火)～9日(木)の研修会に大西職員が参加し、聴覚障がい者福祉の理念や歴史と最新情報、必要な専門知識や技術の基礎を習得します。

聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会

青森市の青森県聴覚障害者情報センターにおける11月5日(水)～7日(金)の研修に、担当の石田事務局長が参加し、映像作成等の知識や技術を身に付け、全国各施設の取組みや課題・事例などをとおしてレベルアップを図ります。

手話言語法が及ぼす波及効果

昨年10月8日、鳥取県議会本会議で可決された「鳥取県手話言語条例」は、全国の自治体に大きな波及効果をもたらしました。実際、鳥取県では出来る事から進めており、例えば、県民への手話講座、手話の遠隔通訳サービスのモデル事業などに取り組み始めました。条例には「全国に広めたい」という知事コメントも盛り込まれています。

世界では約20カ国以上の国レベルでの法律化がなされています。しかし、世界の国々には、国の公用語(国際語)と民族語の壁があるようで、方言はあっても日本語は標準語として統一できる用語での統一が可能だが、世界各国では少し実情は違ってくることがあります。一方、インターネット上で多用しているウィキペディア(フリー百科事典)には、「日本の手話」欄には次のような記述があります。

『日本では、ろう者同士、またはろう者と聴者の間で生まれ、広がった日本手話(Japanese Sign Language, JSL)のほか、日本語と手話の語をほぼ一対一に対応させた日本語対应手話(Signed Japanese)、その両者の中間的な表現(中間手話 Pidgin Signed Japanese)等が使われているとされるが、実際には日本語対应手話と中間手話の区別は曖昧である。日本手話の文法においては、非手指動作(表情や頭部の動き、口型など)が文法的な意味を持つとされるが、すべての文法が非手指動作で表現されるわけではなく、未だ研究途上にある。日本語対应手話は、語順が日本語のため、日本手話のような非手指動作はほとんど使われないとする意見もあるが、名詞の多くが手指表現+口型で意味が確定されることも多く、日本語の活用語尾の多くが口型で示されることが多い。言語学的な観点でみると両者は異なるようですが、実際の運用面では両者がある程度混在しています。地域によって一部の手話単語が異なり、有名な例(手話単語の方言)では、「名前」の手話単語が東日本と西日本で異なることが挙げられます。日本手話では地域方言の他に個人方言も多く観察されます。急進的なるろう者とそれに同調する聴者(D-PRO や全国ろう児を持つ親の会、金澤貴之など)は、日本語対应手話は独自の文法を持っていないので手話とはいえず、これに対し手話という文字列を使うべきではないと主張し、1990年代から2000年代前半にかけては「手指日本語」、「シムコム」という語を用いていました。だが、このような主張については排他的であるとの批判的な意見が多数であったことから、最近では「手指日本語」、「シムコム」という用語の使用は少なく、「(日本語)対应手話」との呼び方がほぼ定着しているが、近年「ハイブリッド手話」という名称の提案もある。』

世界には少なくとも136国語の手話があるといます。国際会議などでは、共通語となっている国際手話か、米国手話と開催国の手話が公式言語として使われています。手話がすなわち言語そのものといえることは、これだけでも明らかでしょう。

昨年12月4日(水)、全国社会福祉協議会 灘尾ホールで開催された「日本障害フォーラム(JDF)全国フォーラム」『障害者権利条約の批准と完全実施～国内法制の課題と取り組み～』の中で、「特別報告」として『手話言語法、情報アクセス関連施策の動向について』と題し、全日本ろうあ連盟理事長である「石野富志三郎氏」の報告記録を掲載いたします。なおインターネットでは全体の内容がアップされています。



『全日本ろうあ連盟の石野富志三郎と申します。国連の障害者権利条約には、第2条に「コミュニケーション、手話を含む言語」、第9条に「アクセシビリティ」、第21条に「情報へのアクセス」と、アクセシビリティに関する基本的な考え方が示されています。今現在、社会は音声言語が中心になっていますが、聴覚障害者にとっては音声ではなく視覚的な言語、視覚的な情報が必要です。それが考え方の基本となります。情報の可視化により情報保障を整える。これは聴覚障害者の権利として当然あるべきです。もう一つは、いつでもどこでも誰でも自由に情報を享受できる権利を持ち、いつでもどこでも誰においても情報発信ができる権利を持つこと。そしてコミュニケーションの手段を自らの意思で自由に選択でき、点字・要約・手話等を自由に選択できる権利を持つということ、この3つのことは基本的人権に加えられるべきものです。

石野富志三郎氏では、当事者団体と支援者団体の6団体を構成団体として「情報・コミュニケーション法」を目指す運動を進めているのですが、なぜこの法律が必要なのでしょう。憲法で定められている基本的人権の行使のためには情報アクセス、コミュニケーションの保障が必要なのですが、そのための法律というのはまだ国内で制定されていません。ですから、この法律が必要なのです。

二つ目は、先ほど触れましたが、障害者権利条約を批准したとしても、情報コミュニケーション関係についての法がまだまだ整っていません。2年前、障害者基本法の改正があり、言語に手話が含まれるということが明記されました。しかし具体的な取り組みは今後の課題になっています。附帯決議の中に入っている情報コミュニケーションについての検討という措置がありますが、政府ではなく私たち障害者からも積極的に政策提言をしていかなければならないと考えています。

障害者基本法で手話が法律で認められるということはどういうことなのでしょう。権利条約との整合性というものも図らなければなりません。現状では手話が言語として認められたことにはなりますが、手話に関しての細かい具現性のある法整備がまだまだです。聞こえる人と私たちがもっとコミュニケーションができるような「情報・コミュニケーション法」というものの制定が急がれます。インターネットで政府の記者会見等において、手話通訳がついていることがあります。字幕や手話をいつでも見られる環境が必要です。例えば官房長官の横に手話通訳がついて情報保障されますが、民放やNHKの画面では、官房長官だけが画面に映って手話通訳が消えてしまいます。なぜこのような現象が起こるのでしょうか。それは法的な整備がないということに大きく起因していると思われ。例えば、ニュージーランドでは手話通訳をつけて情報保障がなされ、字幕もつきます。そういう手話言語法が制定されている国と比較すると、我が国は未整備の環境にあります。

皆さんは既にご存じだと思いますが、今年10月8日、鳥取県におきまして日本で初めて手話言語条例が採決されました。議会において満場一致で採択されたと聞いています。聴覚障害者もたくさん傍聴したそうです。それに続くように鳥取県のみならず北海道の石狩市も間もなく12月16日の本会議において採択の見通しがついていると伺っています。もしこれが実現すれば市町村としては本当に画期的なことになります。また、北海道に新得町という所がありますが、ここも条例制定に向けて検討を始めるといふ動きが出ています(※新得町には、聴覚障がい者の総合施設、社会福祉法人厚生協会があります)。その他、石川県などにおきましても各市において手話言語法の制定を求める意見書の採択が広がっています。1週間前になりますが、札幌市議会も意見書を採択したということです。非常に大きな全国的な波及効果が生まれているように感じます。もし手話言語法が制定されたあかつきにはどのようになるのでしょうか。子どもの時から手話を獲得する権利や自由に手話でコミュニケーションでき

る環境を始め、手話に関する様々な権利が整うことが期待されます。

ろうあ者は戦前から手話を守り続けてきました。守り続けて、時代とともに手話を発展させてきました。そして現代に至っています。「手話言語法」の実現を誰よりも強く願っているのは私たち自身です。手話言語法はろうあ者の社会参加、自立につながる非常に大きな起爆剤となるでしょう。

つい先だったの話ですが、全日本ろうあ連盟として初の試みとして、11月22日から24日まで3日間かけて秋葉原で情報アクセシビリティ・フォーラムを開催しました。一つは映像のエリア。ろうあ者や難聴者にかかわる以前からの映像を収集して自由に皆さんにご覧いただける環境を作りました。次に会議エリア。これは国際的な会議や国内のさまざまなテーマの会議もありました。そして展示エリア。聴覚障害者関係の機器、出版物等々の展示エリアには32社が参画しました。この3つのエリアには、3日間で延べ13,236名にももの来場者がありました。半分くらいは若い方です。非常に大きな成果があったと考えています。

「情報・コミュニケーション法」と「手話言語法」の違いは何かとよく問われます。「情報・コミュニケーション法」は聴覚障害者のみならず知的障害者の方、視覚障害者の方など情報にバリアを抱える方々を対象とし、非常に幅広い範囲を想定しています。もう一方、「手話言語法」におきましては、ろうあ者の言語でもある手話に関わる法になります。この二つの違いがあるということを理解していただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。(原文のまま掲載)※この記事につきましては、「公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 情報センター」並びに「全日本ろうあ連盟」様から了解を得ております。

補助具・情報機器等展示ケース設置

事務所の模様替えをし、「補助具」や「情報機器」等の展示ショーケースを設置しました。新情報機器など触って試してみることは可能ですが、高価な器械でもあり、貸し出しは当面の間は講座等での解説にのみとさせていただきます。有効にご活用ください。直接来所されるか、ホームページをご覧ください。幸いです。

URL=<http://fukui-deaf.jp/>

福井県聴覚障がい者センターでも検索可能です。ブログもご覧ください。



編集後記

山の本々は一斉に新緑と常緑樹の帯とが微妙に折り重なり合い自然がいっぱい、その目を地上に戻せば田植えも済み一面の緑となり、まさに福井県の郷土が息づいている光景です。

新年度事業もスタートし、平成25年度の事業と会計は6月1日の評議員会・理事会で最終報告されます。

今号は、「障害者権利条約」の批准と相まって「手話言語法」という大きな運動目標から、『手話言語法が及ぼす波及効果』について掲載いたしました。私自身、社会福祉法人光道園に勤務し授産施設の課長をしていた時に、手話の波及効果について経験したことがあります。

それは、光道園として初めて聴覚障害のある女性を職員として採用した時のことです。私は、朝のミーティングに5分間だけその時代のニュースや創設者の想いなどを必ず話そう心がけていました。その職員が入ってから墨字によるメモで受け答えをし、彼女とのやり取りをしていました。幸い彼女は中途失聴であった為、私は自分の言うことだけ文字にすればよかったのですが、業務上、必要な内容を正確に伝える必要があったり、話が込み入ったり、アドリブ的に話をしなければならぬことが多くなるにつれ、文字を書くことが困難になってきました。考えてみれば、光道園は盲ろう二重障害の方が多く、多くは点字教育を受け、ヘレン・ケラーが使っていた日本語ABC指文字を使用していました。私も指文字は得意でしたが、手話を学ぶ機会はありませんでした。むしろ言語教育として、指文字のほうが正確な言葉の使用効果があると信じていました。また彼女は指文字ができません。結局、仕事の関係で手話の勉強会をしようと、毎朝15分、彼女が講師となり手話講習会が始まりました。半年が過ぎた頃、他の職員が寝食を忘れるほど手話の勉強をして、多くの職員が彼女とある程度自由に話ができるようになりました。その効果は、途中で視覚障害になった「ろう盲」の方にも大きな交流の場が広がり、盲重複の利用者にも手話を学ぶ人が増えてきたのです。今まで聴覚障害を持つ方々は他の利用者との交流ができず淋しい施設生活を送っていましたが、声かけや会話ができるようになり、明るい表情に変わってきました。

手話による一つの例ですが、人間として人との交流を図る上で、コミュニケーション能力の獲得は、生活を送る上で、自立に向かうためにも欠くことのできない能力です。勿論、言語は一つで良い訳ではありません。多くの人と交流していく上で、言語にはたくさん方法があります。事実、ヘレン・ケラーは点字、ABC指文字、手話、音声言語、墨字、身振りを習得していました。わが国には三回来日されていますが、日本語の「コンニチワ」などの日本語を非常にきれいに明瞭に発音されたそうです。

当法人は、歩み始めたばかりの小さな集団です。考え方が違う団体や組織とも手を携え、大きな活動の輪に広げていく立場にあり、関係6団体が手に手を携えてこそ、法人としての役割・価値があるのです。〔施設長・眞家〕